

大阪市立白鷺中学校「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月1日

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等

当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考え方をもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「『自分そして人を大切』にし、すべての生徒に居場所のある学校」づくりのために「白鷺中学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

・未然防止についての取組 ・早期発見についての取組 ・早期対応についての取組

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの生徒にも起こりえる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

- (1) 縦割りの取組（団活動・防災A L T・元気アップ隊・生徒会活動・委員会活動・部活動）の充実
- (2) 学校規律・授業規律の醸成（全校集会、集会強化週間、風紀強化週間等）
- (3) 学力向上（朝読書、家庭学習ノート、放課後学習会、夏期学習会・集中講座）
- (4) 人権・道徳教育の充実

以上の取り組みを通して、自己有用感を高め、いじめを許さない・見逃さない雰囲気を作り上げていく。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- (1) 教育相談の充実
- (2) いじめアンケート調査の実施（各学期3回）
- (3) いじめ相談窓口の周知
- (4) 児童生徒観察の充実と情報の共有化について
(ささいな変化に気づくことができる体制づくりについて)

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。

被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ・いじめ事案を委員会（管理職等）へ報告する体制について
- ・全教職員が団結して問題解決に取り組むための体制づくりについて（情報の共有化・教職員の連携等）
- ・被害児童生徒の保護、加害児童生徒への指導について
- ・警察などの関係機関との連携について
- ・家庭・地域との連携について
- ・ネット上のいじめに対しての『大阪の子どもを守るサイバーネットワーク』の活用について

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

いじめ等対策委員会の設置（週1回。主任会〔経営戦略会議〕の中で実施）

構成：管理職・首席・指導教諭・生徒指導主事・教務主任・学年主任
(事案発生時は) 養護教諭・学級担任・部活動顧問

役割：いじめの疑いに関する情報や、児童生徒の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。いじめの疑いに係る情報があった場合には、いじめ対策委員会を開催し、迅速な情報の共有、関係児童生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

(2) 年間計画

- 4月 指導方針、指導計画の確認
- 5月 いじめについて考える日 及び いのちについて考える日
- 10月 情報の共有（中間反省）
- 2月 本年度のまとめ、課題検討（最終反省）
- 「いじめ防止基本方針」の見直し

(3) 調査等

- ・児童生徒対象いじめアンケート調査 年4回（5月・7月・11月・2月）予定
- ・教育相談を通じた学級担任による児童生徒からの聞き取り調査
年2回（7月・11月）予定

(4) 研修会

- ・生徒支援研修会（4月）
- ・人権教育実践研修会（11月）
- ・研究授業（学期に1回）

7. 重大事案への対処

- ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
 - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。
 - ・学校の対応（隠蔽しない・誠意ある対応・窓口の一本化）について
 - ・調査組織の設置や事実関係の明確化について
 - ・被害児童生徒及びその保護者への適切な情報提供について
 - ・教育委員会への報告について

※ いじめ発見の際の流れ

